

特殊用途食品に関する国際規格

○ F A O / W H O 合同食品規格計画（コーデックス委員会）

コーデックス委員会は、1962年に、F A O（国連食糧農業機関）とW H O（世界保健機関）が合同で設立した国際政府間組織である。現在175カ国及び1機関（欧州共同体）が加盟しており、我が国は1966年に加盟している。コーデックス委員会は、総会の他、執行委員会、21の課題別の部会、3の特別部会と、6の地域調整部会により構成されている。

その設置主目的は、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を保護するとともに、公正な食品の貿易を確保することである。コーデックス委員会が策定した食品規格は、W T O（世界貿易機関）の多角的貿易協定の下で、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられている。

○ 特殊用途食品

食品の栄養に関する全般的な規格の検討及び特定の栄養上の諸問題を検討する部会として「栄養・特殊用途食品部会（C C N F S D U）」が設置されているが、特殊用途食品についての規格は乳児用調製粉乳及び乳児用特殊医療用調製乳についてのみ定められており、その他の病者用等の特殊用途食品に関する個別の国際規格は存在しない。

乳児用調製粉乳については、平成19年7月にコーデックス委員会総会において「乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳の改正規格案」が採択されており、この中で、たんぱく質、脂質、ビタミン等の成分規格等のほか、「赤ちゃんにとって母乳が最良の食品であること」「保健従事者の助言があった場合にのみ、適切な使用方法で使用するべきこと」等の表示をすべきこと等が定められている。